

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年4月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ピアレマート小出店  
所在地 魚沼市原虫野337番地1  
設置者 株式会社スポット
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社スポット 代表取締役 朝日 幸勝 新潟県柏崎市東原町17番地2  
(変更後) 株式会社スポット 代表取締役 黒井 英恭 新潟県長岡市新産三丁目6番地12
  - (2) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) 良食生活館小出店  
(変更後) ピアレマート小出店
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社スポット 代表取締役 朝日 幸勝 新潟県柏崎市東原町17番地2  
(変更後) 株式会社スポット 代表取締役 黒井 英恭 新潟県長岡市新産三丁目6番地12 他1者
- 3 変更年月日
  - (1) 令和5年9月1日 他
  - (2) 平成30年2月24日
  - (3) 令和5年9月1日 他
- 4 変更理由  
(1)、(2)、(3) 設置者の代表者変更のため 他
- 5 届出年月日  
令和8年4月1日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、魚沼市産業経済部商工課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和8年4月24日から令和8年8月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp